青森県子どもの貧困対策推准計画策定の進め方について

1 青森県子どもの貧困対策の推進に関する計画(仮称)について

世代を超えた貧困の連鎖を断ち切り、子どもの貧困対策を総合的に進めるため、 平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行された。政府で は、法第8条第1項に基づき、国が推進すべき子どもの貧困対策の指針として、 「子供の貧困対策に関する大綱」を26年8月に閣議決定している。

都道府県は、法第9条1項で都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされている。

子どもの貧困対策

子どもの貧困対策 の推進に関する法

(平成26年1月施行)

- O 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならない。
- 都道府県は、大綱を勘案して、都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう 努めるものとする。

子供の貧困対策に 関する大綱

(平成26年8月策定)

~全ての子供たちが夢と 希望を持って成長してい ける社会の実現を目指し て~

基本的な方針

目指す姿の実現に向けた10の基本方針

- •貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成 ・子供に視点を置いた切れ目ない施策の実施
- •子供の貧困の実態を踏まえた対策の推進・子供の貧困に対する指標の設定
- •「学校」を貧困対策のプラットホームに位置づけた総合的な対策の推進と教育費の負担軽減
- •貧困による社会的孤立に陥ることのないよう配慮した対策の推進
- •教育的視点に立った保護者の就労の充実
- •金銭給付や現物給付を組み合わせた経済的支援による世帯の生活の下支え
- •官公民の連携による国民運動としての貧困対策の推進
- •5年間の重点施策の提示

貧困に関する指標

施策の実施状況や対策の効果を検証・評価

- •子どもの貧困率
- •生活保護世帯に属する子供の高等学校進学率等の25指標

重点施策

指標の改善に向けた当面の重点施策

- •教育の支援
- 生活の支援
- •保護者に対する就労の支援

•経済的支援

子どもの貧困対策の推進に関する県計画の策定

2 青森県母子家庭等自立支援推進計画の改定について

県では、母子家庭等の自立を促進し、子育て、生活、就業支援などを総合的に推進するため、国の基本方針に即し、平成23年2月に、「青森県母子家庭等自立支援推進計画」を策定し母子家庭等に対する施策を計画的に進めてきたが、平成27年度に計画期間が終了することから、次期計画を策定することとしている。

ひとり親家庭支援

青森県母子家庭等自立支援推進計画 計画期間 平成23年度~27年度 母子家庭の誰もが自立し、安心で健康な生活が実現できるような社会づくり ■養育費の確保 就業支援 |子育て•生活支援 ■ 〇母子自立支援員による支援 ○ひとり親家庭等医療費助成事業 〇母子家庭等就業・自立支援セン 〇ひとり親家庭リフレッシュ支援 ター事業(就業支援講習会等) 〇母子家庭等就業・自立支援セン ター事業(法律相談) 〇母子自立支援プログラム策定 ○養育費の確保に関する広報 〇遺児等援護対策事業 事業 〇ひとり親家庭等日常生活支援 〇高等職業訓練促進給付費等補助 事業 事業 〇母子自立支援員による支援 〇自立支援教育訓練給付金事業 〇母子父子寡婦福祉資金貸付 〇母子自立支援員による支援 経済的支援 事業(修学資金) 〇母子父子寡婦福祉資金貸付事業 〇こどもサポートゼミ開催事業 (事業開始・継続資金) 〇児童扶養手当制度 (H27新規) 〇母子父子寡婦福祉資金貸付事 7)とり親家庭等実態調査に 母子父子寡婦福祉法の 子どもの貧困対策に関する法律 よる現状把握 改正 の施行、貧困対策大綱の制定

次期青森県母子家庭等自立支援推進計画の策定

3 策定方針について

子どもの貧困対策の推進に関する都道府県計画の策定に際しては、国の大綱を勘案することとされており、国の大綱では、ひとり親家庭の子どもなど、支援を要する緊急度の高い子どもに対し優先的に施策を講じるよう配慮する必要があること、また、保護者に対する就労の支援についても、子育てと就業の両立などひとり親家庭が抱える様々な課題に対応した就業支援により自立支援を図ることなどが示されている。

こうしたことから、様々な環境にある子どもや家庭に対する支援の一層の充実 を図るため、今年度改定作業を行う次期青森県母子家庭等自立支援推進計画と子 どもの貧困対策推進に関する計画を一体的に策定する。

4 青森県子どもの貧困対策推進計画等検討委員会の役割について

子供の貧困対策に関する大綱において、子供の貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要とされていること、また、母子及び父子並びに寡婦福祉法において、都道府県が自立促進計画を策定する際には、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされていることから、地域の実情を踏まえた計画策定に当たり、広く関係者からの意見を聴取するため、当会議を設置する。

5 青森県子ども・子育て支援推進会議からの意見聴取

母子及び父子並びに寡婦福祉法では、都道府県が母子家庭等の自立促進計画を 策定する場合は、子ども・子育て支援法第77条第1項又は第4項に規定する機 関からの意見を聴くよう努めることとされていることから、計画策定段階におい て、「青森県子ども・子育て支援推進会議」からの意見聴取を行うこととする。

母子及び父子並びに寡婦福祉法(抜粋)

第12条(自立促進計画)

3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第7 条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法第77条第1項又は第4項に規定する機関その 他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう 努めなければならない。

6 策定スケジュール

| 時期 | 計画等検討委員会 | 子ども子育て支援推進会議 | その他 |
|-----------|------------------|----------------------|-----------------|
| H27年7月 | | 第1回会議開催 | |
| | | (7/28) | |
| | | 子どもの貧困対策の推進に関する県計画策定 | |
| | | について | |
| 8月 | | | |
| 9 月 | 第1回委員会開催(9/8) | | |
| | (議事) | | |
| | ・計画策定の進め方 | | |
| | ・ひとり親家庭の現状 | | |
| | ・母子家庭等自立支援推進計画評価 | | |
| | | | |
| 10 月 | 第2回委員会開催 | | |
| | (議事予定) 計画素案検討 | | |
| 11 月 | 第3回委員会開催 | | |
| | (議事予定)計画案検討 | | |
| 12 月 | | 第2回会議開催 | |
| | | 子どもの貧困対策の推 | |
| | | 進に関する県計画に対する意見聴取 | (パブリック) コメント |
| H28 年 1 月 | 第4回委員会開催 | | |
| | (議事予定)計画案最終調整 | | |
| 2 月 | | | |
| 3 月 | | | 公表 |

子供の貧困対策に関する大綱

教育の支援 1 学校をプラットホームとした総合的な子どもの貧困対策の展開 (1) 学校教育による学力保障 (2) 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 (3) 地域による学習支援 (4) 高等学校等における就学継続のための支援 2 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上 3 就学支援の充実 (1) 義務教育段階の就学支援の充実 (2)「高校生等奨学給付金制度」などによる経済的負担の軽減 (3) 特別支援教育に対する支援の充実 4 大学進学等に対する教育機会の提供 (1) 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 (2) 国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援 5 生活困窮世帯等への学習支援

6 その他の教育支援

(1) 学生のネットワークの構築

(3) 子どもの食事・栄養状態の確保 |(4)多様な体験活動の機会の提供

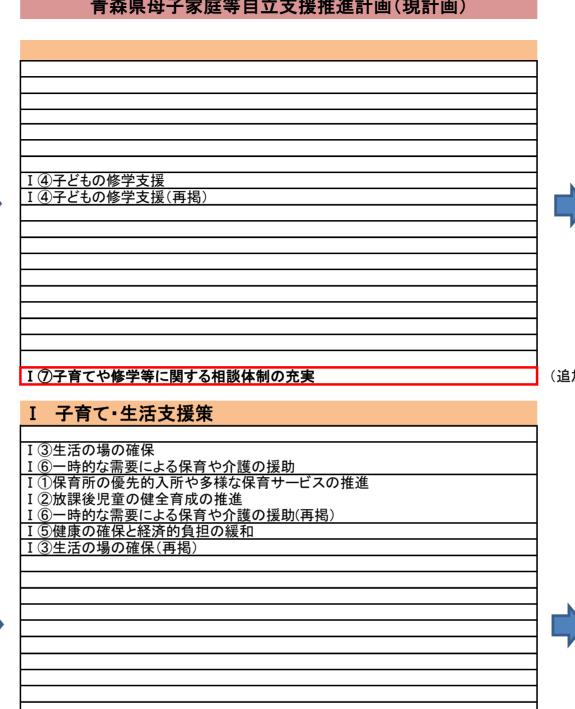
(2) 夜間中学校の設置促進

| Π | 生活の支援 |
|-----|---|
| 1 1 | 保護者の生活支援 |
| | (1) 保護者の自立支援 |
| | (2) 保育等の確保 |
| ΙĿ | (3) 保護者の健康確保 |
| | (4) 母子生活支援施設等の活用 |
| 2 - | 子どもの生活支援 |
| | (1) 児童養護施設等の退所児童等の支援 |
| | (2) 食育の推進に関する支援 |
| | (3) ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援 |
| 3 | 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備 |
| ۲ | (1) 関係機関の連携 |
| 4 | 子どもの就労支援 |
| 宀 | (1)ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 |
| | (2) 親の支援のない子ども等への就労支援 |
| | (3) 定時制高校に通学する子どもの就労支援 |
| | (4) 高校中退者等への就労支援 |
| 5 | 支援する人員の確保等 |
| ۲ | 文版 9 つれ員の確保等 (1) 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 |
| H | <u>(1) 社会的後後心故の体前金備、光重性談所の性談機能強化</u> (2) 相談職員の資質向上 |
| - | (2) 治説戦長の貝貝門工 |
| 屵 | この他の生活主揺 |
| ٠, | その他の生活支援 (4) 状態期からの用からのない土壌等 |
| L | (1) 妊娠期からの切れ目のない支援等 |

| Ⅲ 保護者等に対する就労の支援 | |
|-----------------|--|
| (1)親の就労の支援 | |
| | |
| | |
| | |
| (2) 親の学び直しの支援 | |
| (3) 就労機会の確保 | |
| π 级文的支控 | |

| (0) がりが及び作所 | |
|-----------------------------------|--|
| Ⅳ 経済的支援 | |
| (1) 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し | |
| (2) ひとり親家庭の支援策についての調査・研究の実施に向けた検討 | |
| (3) 母子寡婦福祉資金等の父子家庭への拡大 | |
| (4) 教育扶助の支給方法 | |
| (5) 生活保護世帯の子どもの進学時の支援 | |
| (6) 養育費の確保に関する支援 | |
| | |

青森県母子家庭等自立支援推進計画(現計画)



I ⑧関係民間団体の支援

I ③生活の場の確保(再掲)

Ⅱ就業支援策

Ⅱ①就業に関する相談や求職の情報提供等の支援 Ⅱ②個々の状況や意欲等に応じた就業・自立の支援 Ⅱ④事業主への雇用の奨励と理解・協力の啓発 Ⅱ⑤起業や事業継続の支援

Ⅱ⑥再就職の支援

Ⅱ⑦仕事と家庭の両立支援

Ⅱ③職業能力の開発や訓練等の支援

■8公的機関による雇用や受注機会の増大等の配慮

Ⅳ経済的支援策・Ⅲ養育費の確保策

Ⅳ①制度の情報提供と適正な業務の実施

Ⅲ①情報提供と社会的気運の醸成のための広報・啓発

Ⅲ②相談体制の充実

I ⑤健康の確保と経済的負担の緩和(再掲)

青森県子どもの貧困対策の推進に関する計画 施策体系(案)

| I | 教 | 育 | の | 支 | 援 | È |
|---|-----|------|---|---|---|---|
| _ | **/ | 14.4 | _ | Ī | - | - |

1 学校をプラットホームとした総合的な子どもの貧困対策の展開 (1) 学校教育による学力保障 (2) 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 (3) 地域による学習支援 (4) 高等学校等における就学継続のための支援 2 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上 3 就学支援の充実 (1) 義務教育段階の就学支援の充実 (2)「高校生等奨学給付金制度」などによる経済的負担の軽減(3)特別支援教育に対する支援の充実 4 大学進学等に対する教育機会の提供 (1) 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 (2) 国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援 5 生活困窮世帯等への学習支援 6 その他の教育支援 (1) 学生のネットワークの構築 (2) 夜間中学校の設置促進

(3) 子どもの食事・栄養状態の確保

(5) 子育てや修学等に関する相談体制の充実

┃(4) 多様な体験活動の機会の提供

Ⅱ 生活の支援 1 保護者の生活支援 (1) 保護者の自立支援 (2) 保育等の確保 (3) 保護者の健康確保 (4) 母子生活支援施設等の活用 2 子どもの生活支援 (1) 児童養護施設等の退所児童等の支援 (2) 食育の推進に関する支援 (3) ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援 3 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備 (1) 関係機関の連携

4 子どもの就労支援 (1)ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援

(2) 親の支援のない子ども等への就労支援 (3) 定時制高校に通学する子どもの就労支援

(4) 高校中退者等への就労支援

5 支援する人員の確保等

(1) 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化

(2)相談職員の資質向上 (3)関係民間団体の支援

6 その他の生活支援

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援等

(2) 住宅支援

Ⅲ 保護者等に対する就労の支援

(1) 親の就労の支援



(2) 親の学び直しの支援

(3) 就労機会の確保

Ⅳ 経済的支援

(1) 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し

(2) ひとり親家庭の支援策についての調査・研究の実施に向けた検討 (3) 母子寡婦福祉資金等の父子家庭への拡大

(4) 教育扶助の支給方法

(5) 生活保護世帯の子どもの進学時の支援

(6) 養育費の確保に関する支援

(追加) (7) 経済的負担の緩和

